

## 県有種苗生産施設有効活用実践事業 実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、本県水産業の振興、発展に資する新たな研究、事業等を実施する高等教育機関や民間事業者等に対し、その活動拠点として、県有種苗生産施設の一部を賃貸し、もって本県水産業の成長産業化の実現を目指す、県有種苗生産施設有効活用実践事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （募集要項）

第2条 知事は、県有種苗生産施設の一部を賃貸するための募集要項を別に定め、次の事項を規定する。

- （1）事業の内容
- （2）参加表明及び現地説明会
- （3）応募者の資格要件
- （4）その他、必要と認められる事項

### （審査委員会）

第3条 知事は、県有種苗生産施設有効活用実践事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の事項について審査しその結果を知事に報告するものとする。

- （1）応募者から提出された事業提案書等
- （2）その他、必要と認められる事項

3 委員会は、知事が委嘱し又は命じた5人以内の委員により構成するものとする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

### （事業実施者の決定）

第4条 知事は、前条第2項の審査結果を踏まえ、事業実施者を決定するものとする。

### （その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、県有種苗生産施設有効活用実践事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和元年8月7日から施行する。